

玉野市立図書館雑誌スポンサー募集要領

1 目的

雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、玉野市立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書資料等を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とします。

2 内容

雑誌スポンサー（以下「スポンサー」という。）は、雑誌の購入代金（以下「スポンサー料」という。）を負担することにより、当該雑誌の最新号にスポンサー名と広告を表示したカバーを掛けて配架することができます。なお、当該雑誌の所有権は図書館が有するものとします。

3 資格

- (1) 企業、商店、団体、個人を対象とします。
- (2) 「玉野市暴力団排除条例」第2条に該当する場合は、対象としません。なお、広告の掲載中に該当するに至った場合も同様とします。
- (3) 広告の掲載は、企業、商店、団体に限ります。

4 対象とする雑誌

原則として、図書館が作成した「雑誌リスト」から選択します。

5 申込方法および受付

- (1) スポンサーを希望する者は、雑誌スポンサー申込書（第1号様式）及び添付資料を図書館に持参、ファクシミリ、又は郵送のいずれかの方法により提出していただきます。
- (2) 申込みは、随時受付します。

6 スポンサーの承認

- (1) 前条に規定する申込みがあった場合は、図書館において審査のうえ、適当と判断されたものを教育委員会が承認します。
- (2) スポンサーは1誌につき1社とし、先着順とします。
- (3) 要件を満たす申込者が同時に複数あったときは、広報たまの広告掲載取扱要綱第8条の規定に準じて決定します。
- (4) 前項の規定による順位が最上位の申込者が複数あるときは、抽選により決定します。

7 結果の通知

- (1) 審査結果は、雑誌スポンサー制度採択・不採択通知書（第2号様式）により通知します。
- (2) 前条の規定により採択の通知を受けたスポンサーは、雑誌スポンサー確認書（第3号様式）を図書館に提出してください。

8 契約期間

- (1) 契約期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度の途中からの場合は、教育委員会が掲出を決定した月の翌月1日から当該年度の3月31日とします。
- (2) 期間満了の2ヶ月前までに解約の意思表示がない場合は、自動的に更新するものとします。

9 スポンサー料

スポンサー料は、前条の契約期間に発行される予定の、スポンサーが選択した雑誌各号1冊の合計金額とします。

10 スポンサー料の支払い方法

- (1) スポンサー料は、原則として、期日までに図書館が指定する方法にてお支払いいただきます。
- (2) 支払いは一括先払いとし、価格や税率の変動等により過不足が生じた場合は、原則年度末に精算するものとします。
- (3) 振込手数料は、スポンサーの負担とします。
- (4) スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、原則として図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えるものとします。

11 広告の規格・内容・表示方法

(1) スポンサーは、提供する雑誌の最新号に、次のとおりスポンサー名と広告を表示したカバーを掛けて配架することができます。

① 表面：スポンサー名

サイズ：縦4センチ×横13センチ以内

内容：企業ロゴ又は白地に黒文字でスポンサー名

表示位置：配架時にスポンサー名が確認できる位置

作成：図書館が作成します。企業ロゴを希望する場合はスポンサーが作成してください。

② 裏面：広告

サイズ：裏面全体（雑誌サイズを超えることはできません）

内容：図書館の公共性、社会的信頼を損なうおそれのないものとし、「広報たまの広告掲載取扱要綱」第2条に該当しないものであること

作成：スポンサーが作成してください

(2) カバーは、スポンサーから提供のあった企業ロゴ、広告を用いて図書館が作成します。

(3) 雑誌の配架位置は、図書館が決定します。

12 広告の期間

(1) 広告の期間は10に定める契約期間と同一期間です。

(3) 広告の内容は、契約期間内に随時変更できるものとします。

13 広告原稿の作成及び提出

広告を掲出するスポンサーは、広告原稿を図書館が指定する期日までに、図書館に提出してください。

14 広告内容等の審査決定及び修正

提出された広告の審査決定は、6スポンサーの承認と同様とします。ただし、内容、デザイン等が各種法令、広報たまの広告掲載取扱要綱に違反し、あるいはそのおそれがあると教育委員会が認めるときは、広告の内容等の修正をしていただきます。

1 5 広告掲載の取消し

(1) 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポンサーへの催告その他の手続きを経ることなく、広告の掲載を取り消すことがあります。

①指定する期日までにスポンサー料の納付がないとき。

②指定する期日までに広告の提出がないとき。

③前条の規定による広告の内容等の修正をスポンサーが行わない又は修正によっても前条の規定を満足できないとき。

④申込書、承諾書その他の提出書類に、瑕疵又は虚偽の記載が判明したとき。

⑤その他広告掲載が適切でないと図書館が認めるとき。

(2) 教育委員会は、前項に規定する取り消しによって生じる損害について、一切の責めを負いません。また、納付済みのスポンサー料は返還しません。

1 6 広告掲載の取下げ

(1) スポンサーは自己の都合により、広告の掲出を取り下げる場合は、その旨を書面により図書館に申し出てください。

(2) 広告掲載を取り下げた場合も、納付済みのスポンサー料は返還しませんのでご了承ください。

1 7 協 議

本要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、教育委員会及びスポンサーが協議し、解決を図るものとします。

附 則

この要領は、平成28年12月16日から施行する。

本制度による雑誌の配架は、平成29年4月発売分から実施する。

雑誌スポンサー申込書

平成 年 月 日

玉野市教育委員会 様

(申込者)

住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：



玉野市立図書館雑誌スポンサー募集要領の規定に基づき、玉野市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱及び広報たまの広告掲載取扱要綱を確認のうえ、次のとおり申し込みます。

1. 提供希望雑誌	雑誌名	左を提供できなかった場合の第2希望
2. 雑誌カバーへの掲載の範囲 ※広告デザイン案を添えてお申し込みください	雑誌カバーへ掲載を（希望するものすべてにチェックしてください） <input type="checkbox"/> 希望する（ <input type="checkbox"/> スポンサー名 <input type="checkbox"/> 広告：個人は掲載できません） <input type="checkbox"/> 希望しない	
3. 広報媒体での公表の可否	市HPや広報紙，其他媒体でスポンサー名を公表されることに <input type="checkbox"/> 同意する（公表を約束するものではありません） <input type="checkbox"/> 同意しない	
申込者	住所・本店所在地	
	市内事業所等所在地※	
	業種※	
	電話	
	FAX	
	E-Mail	
	担当者名※	
	ホームページ	
誓約事項	この申込書及び添付書類については、事実と相違ありません。 広報たまの広告掲載取扱要綱第2条および玉野市暴力団排除条例第2条に該当しません。	

※欄は、個人の方は記入不要です。

※ご記入いただいた個人情報、玉野市個人情報保護条例に基づき、雑誌スポンサー制度運営のみに使用します。

第2号様式（第7関係）

雑誌スポンサー採択・不採択通知書

平成 年 月 日

（雑誌スポンサー希望者） 様

玉野市教育委員会

年 月 日付で申込みのあった雑誌スポンサーについて、玉野市立図書館雑誌スポンサー募集要領の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

1. 決定内容	雑誌名	刊行頻度	決定区分	
			採 択・不採択	
			採 択・不採択	
			採 択・不採択	
	(不採択の理由)			
2. 雑誌スポンサー料	期 間：平成 年 月 1日～平成 年 3月31日			
	雑誌名	単価	回数	金額
	計 金	円（消費税及び地方消費税を含む）		
		※過不足が生じた場合は年度末に精算します。		
3. 広告の掲出	あり ・ なし			
4. 広告原稿提出期限	平成 年 月 日			
5. その他	別紙「留意事項」を必ず確認してください。			

※この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをすることができます。

問い合わせ先
玉野市立図書館
電話 0863-31-3712

雑誌スポンサー確認書

平成 年 月 日

玉野市教育委員会 様

(申 込 者)

住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：



玉野市立図書館雑誌スポンサー制度募集要領の規定に基づき、次に記載した事項に同意の上確認書を提出します。

- 1 雑誌スポンサー料を、図書館が指定する期日までに指定された方法により支払います。
- 2 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- 3 玉野市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱及び関連法規に定める条項を厳守します。
- 4 玉野市立図書館雑誌スポンサー募集要領第3条の資格を有しなくなったり又は第15条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
- 5 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。
- 6 広告掲載について疑義が生じた場合は、双方の協議の上定めるものとします。

1. 提供雑誌	雑誌名	刊行頻度
2. 提供期間	平成 年 月から平成 年 月まで（ か月間）	
3. 雑誌スポンサー料	金 円（消費税及び地方消費税を含む） ※過不足が生じた場合は、年度末に精算します。	
4. 広告の掲出	あり ・ なし	
5. 提供情報公開	する ・ しない	